議　事　録

令和6年11月8日

開催場所	伊賀市役所本庁5階　501会議室	13:30～ 15:50
会議名	**第17回伊賀市農業委員会総会**	
出席者	農業委員	坂本　森下　玉岡　門口　森田　髙田　西田　大田　藤室　松永　川口(一) 中原　田中　池町　山本　稲森　西尾　橋本　折戸　喜多　西口　喜久永 (計22名)
	推進委員	吉岡
欠席者		福岡　福地　川口(貞)
事務局		福山　林　小林　矢野　岡嶋　北田

議　事

議　長	予定の時刻になりましたので、只今から伊賀市農業委員会第17回総会を開催します。
議　長	先日の10月28日に開催されました研修会に参加いただきまして、有難うございました。 地域計画の策定ということで、食料・農業・農村基本法が改正され、また関係する法律も改正されまして、地域計画を作らなければならないということになっております。以前に事務局長からも説明ががありましたけれども、地域計画の策定については、市町が中心になって作っていくということになっています。農業委員会は独立した行政委員会ですので、地域等で話し合われた意見を基に目標地図の素案を作成、地域計画の策定に資するというのが農業委員会の仕事となっております。 また、地域で農業委員さんに話し合いに入ってくれという要望があれば、積極的に入っていただきたいという風に思います。 それから、先日の研修会では色々と説明がありましたが、新しく法律の中の細かい部分で、政府から来ておりますのが、地域計画が中山間の第6次、来年度から始まる第6次中山間地域等直接支払制度の必須要件になりました。従いまして、中山間では絶対に地域計画を作らなければならないということに変わりましたので、頑張って作って頂きたいと思います。10割を取っている中山間地域につきましては、第5期の時に殆ど集落戦略ということで、一応作られております。 この第5期の最終、今年度が最終になるんですけど、その時にですね集落戦略を完成して、地図も作って提出しなければならないということになっております。それを基に第6期に入っていただければ、充分中山間として認められると思っております。 それからもう1つは、農地の変更につきましては、いつも私、4条5条の決定につきましては、相当とするということで言わせてもらっております。これは県、それから市が最終的に認めるということになっておりますので、違反ですね、違反の処置につきましては県が行うという、この間の返答でしたので、確認をしておきたいと思います。 それでは、第17回の月次総会を始めたいと思います。
議　長	それでは、総会の成立報告を事務局に求めます。
事務局	委員総数24名中現在22名の委員に出席を頂いています。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定にあります「総会の成立要件」、「過半数の出席」を満たしておりますので、本総会が成立していることをご報告申し上げます。
議　長	次に、今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。
一　同	異議なし。
議　長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。 署名者は、6番の大田委員、7番の藤室委員にお願いします。 本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。
議　長	それでは、只今から議事に入ります。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、いずれも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。賃貸借の合意解約がなされ、報告件数10件、筆数は田13筆、面積は合計23,038㎡についての通知がありましたので報告いたします。
事務局	続きまして報告第2号、使用貸借契約の解約による通知についてご説明します。無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数1件、筆数は畑4筆、面積は合計564㎡についての通知がありましたので報告いたします
議　長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。
議　長	ご発言が無いようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。
議　長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号№1～6について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。総会資料3ページをご覧ください。
事務局	№1、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は260aで、取得後は286aとなります。農作業歴20年で、本人が常時従事しています。農機具は田植機、トラクター、コンバインをそれぞれ1台、草刈り機を3台所有しています。水稲を作付け予定です。譲受人の自宅から180mほどの土地で、効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	№2、№3は譲受人が同一ですので併せて説明いたします。申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は0aで、申請地が農用地であるため、去る11月１日に新規営農者の面談を行いました。譲受人の父は地元の担い手の一人として12haほどの農地を管理しており、幼少のころからその手伝いをしてきましたが、近年、高齢化等により管理面積も増加し、大変な状況にあるとの危機感から、今後独立して地域のために農業をしていきたいとの思いに至ったとのことです。 現在もトラクターなどに乗って農作業の経験はありますが、経営面や地域とのかかわりについては父主導であるため、今度は父に教わりつつ地域の仲間作りも含め行っていきたいとのことです。農機具については、当面は父所有の物をリースする予定です。取得後の面積は3条申請2件と議案第4号の利用権設定1件を併せて3,814㎡となります。近隣に住んでいることから効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	№4、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は20aで、取得後は28aとなります。本人の農作業歴は2年ですが、30年の父母と70年の祖母がともに常時従事しています。農機具はトラクター等を適時営農組合よりリースで利用されています。ネギ等の野菜を作付け中です。 譲受人は隣に住んでいることから、効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	№5、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は509aで、取得後は533aとなります。譲受人は令和3年に設立された農地所有適格法人で、代表の農作業歴は20年で、役員4名中4名が農作業に常時従事しています。農機具は田植機、トラクター、コンバイン、耕うん機をそれぞれ1台ずつリースで利用され、軽トラック3台と草刈り機1台を所有しています。水稲を作付け予定です。譲渡人は本件土地を相続により取得しましたが、農業経験もなく管理できないことから、譲受人に贈与することになりました。譲受人は槙山で6,000㎡ほどの畑でハーブの作付けをし、稲作も4町ほど行っており、効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	№6、申請内容は議案書のとおりです。同一世帯員間での贈与であることから、譲受人の取得後の耕作面積は209aで変わりません。本人の農作業歴は40年で常時従事されており、農機具はコンバインを2台、田植機、トラクターを各1台所有されています。申請地では引き続き水稲を耕作される計画で、自宅から100mであることから取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
議　長	只今の説明に関連して、長田地区、玉滝地区、神戸地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

門口委員	№1です。譲渡人の〇〇さんというのは、朝屋のほうで会社をやられている兼業農家であります。で、譲受人の方については〇〇さん、これは同じ朝屋でありますけれども、説明がありました通りで、3haくらいの田んぼと畑をやっておるということであります。充分耕作していますので、農業に関しては非常に良い条件で譲り受けるということでありますので、何ら問題はないと思います。
稲森委員	10月の31日に、事務局の方と委員で、3名で現地の立会いをさせて頂きました。先月もこの会社があったわけですけども、今回も1筆出て参りまして、〇〇さんのほうからも田の守ができないということで、贈与をされたということでございます。この田んぼについては2,400㎡程あるんですけども、4分の1ぐらいが田んぼの下から水が湧いてくるのもありまして、大変耕作のしにくいところでございます。今までもお米を作っておられたわけですけれども、引き続きお米を作るということでございます。以上のことでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
松永委員	29日に関係者で立ち合いをしました。夫婦間の贈与でございまして、私の隣です。二人で仲良くやっています。何ら問題も無いと思います。機械も沢山持ってられますし、問題ない。
議　長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議　長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号№1～6について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一　同	異議なし。
議　長	議案第1号№1～6について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一　同	(挙手)
議　長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」№1～6については、原案のとおり許可することに決定しました。
議　長	続きまして、議案第1号№7～12について、事務局の説明を求めます。
事務局	№7、申請内容は議案書のとおりです。譲受人の取得後の耕作面積は182aとなり、農作業歴は35年で常時従事されています。譲渡人が農地の管理が困難であり休耕地となっていたことから地元の推進委員さんに相談したところ、推進委員さんから隣接で耕作している譲受人に意向を確認し売買するに至ったものです。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、耕うん機を各1台所有され、申請地では水稲を耕作される計画です。申請地は自宅から500mで、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。また、本日柘植地区の農業委員さんは欠席されていますが、10月25日に関係者一同で現地立会を行い、農業委員さんから問題がないとの意見をいただいています。
事務局	№8、申請内容は議案書のとおりです。譲受人の取得後の耕作面積は154aとなり、農作業歴は40年で常時従事されています。田3筆についてはこれまでも譲受人が耕作しており、畑2筆は譲渡人が管理していましたが、譲渡人が今後農地を管理していくことは困難になったことから、田と畑を合わせて売買するに至ったものです。農機具は、トラクターを2台、田植機、コンバインを各1台所有され、申請地では水稲と野菜を耕作される計画です。申請地は、自宅から1km以内で取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	№9、申請内容は議案書のとおりです。親から子への同一世帯員間での贈与であることから、譲受人の取得後の耕作面積は226aで変わりません。本人の農作業歴は36年で常時従事されており、農機具はトラクターを2台、田植機、コンバインを各1台所有されています。申請地では引き続き水稲を耕作される計画で、自宅から500mであることから取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。

事務局	№10、申請内容については総会資料のとおりです。取得後の耕作面積は557aとなります。農作業歴は本人が50年農業に従事しております。農機具はトラクター2台、コンバイン1台、田植え機1台、乾燥機1台を所有され、取得後は水稲を耕作されます。申請地は、自宅から車で5分程度と近隣であり、周辺も多数耕作されていることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	№11、申請内容については総会資料のとおりです。取得後の耕作面積は730aとなります。農作業歴は本人が10年農業に従事しております。農機具はトラクター3台、コンバイン1台、田植え機1台、籾摺機1台を所有され、取得後は水稲を耕作されます。申請地は車で7分程度と近く、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	№12、申請内容については総会資料のとおりです。取得後の耕作面積は100aとなります。農作業歴は本人が59年農業に従事しております。農機具は田植え機、トラクターをそれぞれ1台所有され、取得後はがぼちゃ、白菜等野菜を耕作されます。申請地は自宅から徒歩数分程度であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
議　長	只今の説明に関連して、西柘植地区、壬生野地区、新居・三田地区、府中地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
田中委員	8番ですけれども、譲渡人と同地区なんですけれど。畑につきましては耕作しておりませんけれど、田については既に譲受人が耕作をしているということで、何ら問題は無いと思います。
池町委員	9番でございます。10月28日に関係者で現地確認を行いました。事務局の説明にありましたとおり、譲渡人は親で譲受人は子でございます。今までも一緒にやっておったわけですけれど、今般贈与という形になります。ということでございますので特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
森田委員	10月30日に、関係者で立ち合いを行いました。10番の譲受人の方は、新居地区の〇〇さんで、説明にもありましたとおりその辺の土地を沢山管理をされている方で、しかも居宅から近いということで、引き続き管理をされていただけそうです。それから11番の〇〇さんですが、〇〇さんも、大谷それから高倉のほうで耕作を沢山ありますので、一緒についてくる感じで引き受けられたようです。両方とも問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
高田委員	府中です。10月の28日、関係者で立ち合いを行いました。譲受人が現在も耕作していますので、何ら問題無いと思います。ご審議よろしくお願いします。
議　長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議　長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号№7～12について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一　同	異議なし。
議　長	議案第1号№7～12について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一　同	(挙手)
議　長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」№7～12については、原案のとおり許可することに決定しました。
議　長	続きまして、議案第1号№13～17について、事務局の説明を求めます。
事務局	№13、申請内容については総会資料の通りです。譲受人の取得後の耕作面積は571アールとなります。農作業歴は本人が20年、父が40年農業に従事しております。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、耕運機をそれぞれ1台所有され、水稲を耕作されます。譲渡人が高齢で農業ができず、また、申請地は自宅から車で10分程度と近隣であり、周辺も多数耕作されてることから、今後も効率的に耕作できると認められます。申請農地に係る借受人はありません。

事務局	№14、№15、申請内容については総会資料のとおりです。№14と№15は土地交換となりますので合わせて説明をします。№14、〇〇さんの耕作面積は533aで交換後は526aとなります。農作業歴は本人が20年、父が40年常時従事されています。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、耕運機をそれぞれ1台所有されており、取得後は水稲を耕作する予定です。申請地は自宅から車で10分程度と近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。
事務局	№15、〇〇さんの耕作面積は124aで交換後は130aとなります。農作業歴は、本人が31年・妻が11年常時従事されています。農機具は田植え機1台、トラクラー1台、コンバイン2台、耕運機1台を所有されており、取得後は水稲を耕作する予定です。申請地は自宅から車で10分程度と近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。
事務局	№16、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は2,560aで、申請地では牧草を栽培します。農機具はトラクター、プラウ、草刈り機などを所有しています。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	№17、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は4aで、申請地では果樹を栽培します。農機具は耕耘機、草刈り機を所有しています。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
議　長	只今の説明に関連して、山田地区、猪田地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
西尾委員	№13、14、15、山田地区です。10月28日に関係者一同で現地立会を行いました。いずれも引き続き水稲作付ということで、問題は無いかと思います。以上です、よろしくお願いします。
川口委員	10月の23日に現地立合を行いました。16番については先程事務局から説明のあった通りです。17番ですけれども、これについては先月、一度立ち合いをしたんですけれど、境界が分からず、再度現地立ち合いの時に境界の確認を行いました。どうぞよろしくお願いします。
議　長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	17番ですねけど、前回は新規面談を受けたということで、その時に何を作るということで新規面談だったのか。
事務局	圃場整備をしてある畑ではございませんので、面談はしておりません。
西田委員	農用地が無いから。さっきの説明で、現地確認、何を、えー
事務局	果樹が植わっている畑をお買い上げになりました。果樹をそのまま育てる。
西田委員	今回ね、前回。
事務局	前回のところは、管理ができてなかったところを草刈りして、今、きれいにしてある。
西田委員	その時に、ああそうか、そんだけの話、新規面談でもなかったから。私、この人知ってんにゃわ。言うては何やけど、この人不動産屋さんと違います？で、そもそも農業をするような、草刈機だけで、そもそも農業をするんやなしに、まさに商品を扱っているような不動産屋さん的なんと違いますんかな、まあはっきり言うんやけど。前も私共であって、空き家に付いた農地があって、そこをこの人が持ってましてん。何でこの人が持ってるんかなあと。この人立ち合いで不動産屋と来て、自分の農地を売って、何で農地持ってるのかなと不思議に思ってたんやけど、その後その農地は家に付いてるんやけど、遊休地になってしまってます。それは新しく入った人の責任ですけど。この人、その時不動産屋さんやって聞いてたもんでね。
川口委員	そやけど、柿の木やらは選定してくれてあったで。他もきれいに刈ってくれて。
西田委員	そら、場面によって草刈りもするやろうで。農業をするというような、まさに3条の許可基準に適用してないように思いますねんけどね。事務局の解釈はどうですか。
門口委員	これだけでは分からへん。

玉岡委員	そんな先々のことは分からへん。
議　長	そやね。これ、立ち合いしてくれて、良いという、まあこれ贈与やしねえ。
西田委員	ああ、贈与か。　贈与も3条の関係ですよね。
議　長	これ、いまどうこうではないと思うので。見守るしかないなと。これはあかんとは言えんし。
西田委員	3条に合致できるんかなあと思ってさ。3条では直ぐに耕作しなさいよと、すべて効率的に耕作せよと。で、農作業に従事しなさいと。こういう規定があるわけですわな。
議　長	そうですね。そやから農業をしてもらって、これからしてくれると思うしか。今、これあかんとは…。
門口委員	心配はあるけど、駄目ですよとは言えへんね、今すぐに。
西田委員	農業を生業としてなかっても別に農地は・・・
稲森委員	柿の木やら植えて守りしてるって言うことやったら、現状を維持するということでも、そんなことでいかないとしゃーないわ。
議　長	まあ、これ、優良農地ですわな。
西田委員	農振農用地？
議　長	色塗りするとしたら、農振ではないけど。
事務局	農地パトロールで確認するのであれば。赤とか黄色とかと違って。
川口委員	隣近辺はね、草ぼうぼうで訳の分からんことになってる。
事務局	すいません。事務局のほうもあんまり物を言わへんのでちょっと言わしてもらいますけれども、取得の下限面積が無くなったということで縛りをかけるものが無くなってきているのは確かにあるところで、私もこの人を知ってて、不動産業をしているのも重々承知しているんですけれども、不動産業だからとか職業に応じて農業をするしないと判断することではないと思います。で、今もまあ管理はしてくれていることもありますので、ここで「認められない」という要件は無いというふうに思いますので、そういった感覚で見ていかないと仕方が無いのかなと思います。余程農業をしない実績があるとかであれば、それはそれでという事もあるとは思いますが、現時点では認められないという要件は無いといったかたちで見やしてもらうことがbetterというようなかたちになるのかなというふうに思いますので、皆様からも少し意見もありましたがそんなかたちで良いのではないかというふうに思います。
議　長	はい。それでよろしいね。
西田委員	まあ、農地パトロールあたりで。
議　長	よろしく。他にございませんか。
議　長	無いようですので、議案第1号№.№.13～17について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一　同	異議なし。
議　長	議案第1号№.13～17について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一　同	(挙手)
議　長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」№.13～17については、原案のとおり許可することに決定しました。
議　長	続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号№.1～7について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。総会資料5ページをご覧ください。

事務局	№1、詳細は議案書のとおりです。申請地は、県立白鳳高校の南に50mほどに位置する空き家に隣接する土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため第3種農地に該当します。譲受人は不動産業を行っており、取得済みの隣接の空き家とともに申請地を駐車場として整備する計画です。土地造成は整地して砂利敷き加工します。取水、汚水はなく、雨水は自然浸透及び南側の既設水路に放流します。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺に農地はありません。用途区域が定められた旧市街化区域内の孤立した農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。
事務局	№2、№3は関連事業につき、合わせて説明します。詳細は議案書のとおりです。申請地は、名阪国道の大内インターと白樫インターの中間にある七本木の上野パーキングエリアの東50mほどにある名阪国道下の圃場で、農業振興地域内農用地に該当します。施設の概要は、水路の拡幅および擁壁設置工事に伴う畔の掘削及び埋め戻しと、資材置場の設置です。譲受人は近隣の山林に敷地面積4.2haの太陽光発電施設を建設中で、その地区協議の中で、雨水排水の流末となる七本木区より既存水路を整備してほしいとの要望があったため、この工事を行うこととなりました。水路を1m幅から2m幅に敷設替えする際に、その両サイドの田の畔部分を掘削する必要が生じたためで、工事期間中の一時的な転用となります。水路敷地内での拡幅となるため、最終的に農地の面積は減少しません。また一部分は水路の伏せ替えではなく80㎝から1m20㎝高の擁壁を水路敷地に敷設しますが、同様に田の畔部分の掘削をし敷設後元通り埋め戻します。資材置場もその工事のための一時的なもので、整地をして鉄板を敷き、工事終了後は鉄板を除去して現状復旧します。改修する水路は伊賀市と土地改良区に所管が分かれており、伊賀市は加工申請許可済みで改良区とは協議済みです。資金計画については資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、土地改良区には協議済みです。周辺の農地に支障はありません。地区からの要望に応えるものであり、もともとよくあふれる水路であったとのことから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。
事務局	№4、詳細は議案書のとおりです。申請地は、伊賀市役所阿山支所の南800mに位置する県道沿いの土地で、周囲の状況から第2種農地に該当します。施設の概要は、事業用の駐車場及び資材置場として整備する計画です。申請地は現所有者によって平成21年頃に造成済みであったため、始末書が提出されています。譲受人は隣に居宅があり、個人で建築士の資格を持っており、今後事業の拡大を見据えて隣接地を購入して整備する内容です。土地造成は整地のみで、取水及び汚水はなく、雨水は自然浸透及び既存水路に自然流下で処理します。現地は地籍測量済みで、隣接する公共の道路及び河川、水路等との境界は明確になっています。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺に農地はありません。県道沿いの自身の居宅に隣接する土地で利便性もよく代替地もないことから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。
事務局	№5、詳細は議案書のとおりです。申請地は伊賀市役所本庁舎から南東へ約3.5kmに位置し、周囲を山林と雑種地で囲まれた基盤整備されていない農地であることから、第2種農地と判断します。申請地は譲渡人が相続により取得しましたが、管理はできないことから譲渡人が所有している隣接の山林とともに一体的に太陽光発電施設として利用することを了承したものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日から令和7年10月末までの計画です。申請地の土地造成は整地のみで取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透及び素掘水路を新設し、既設排水路へ放流する計画です。太陽光パネルを3,252枚設置する、フィット法によらない太陽光発電施設となっており、伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づく届け出もなされています。隣接する所有者及び地元関係者には申請内容を説明済であり、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	№6、申請内容は議案書のとおりです。申請地はふるさと会館いがから北西へ200mほどに位置し、令和6年9月30日に農用地区域内農地から除外されています。特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地になりますが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外に該当します。申請地は長年休耕地になっており、譲受人が楯岡にある実家の近くに居宅1棟を新築したいとのことで申請に至ったものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。また、建ぺい率は32.58%で適正な建ぺい率22%を超えており問題ありません。工事期間は許可日から令和7年3月31日までとなっており、土地造成は整地をし、取水は上水道を利用、雑排水、汚水は敷地内で集水し公共下水道へ放流、雨水は既設水路へ放流する計画です。また、周囲にブロック積み等を施工し、土砂、雨水の流出を防止します。土地改良区や地元関係者、隣接する農地所有者には申請内容を説明済であり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	№7、詳細は議案書のとおりです。申請地は壬生野小学校から南東へ1km程に位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は長年休耕地になっており、譲渡人と譲受人が太陽光発電施設として利用することを了承したものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は令和7年1月15日から令和7年2月15日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透する計画です。太陽光パネルを144枚設置し、フィット法によらない太陽光発電施設になっています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済であり、周辺の農地に対して支障はありません。
議　長	只今の説明に関連して、久米地区、花之木地区、依那古地区、西柏植地区、壬生野地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
玉岡委員	まず№1、10月30日に関係者一同現地立ち会いを行いました。先ほど事務局からのご説明いただいた通りでございます。この場所につきましては、伊賀白鳳高校のテニスコートを含めた敷地から流れ出る公共の排水路がありますので、工事等については十分、後々の維持管理ができるようにということで、関係者に申し上げておきました。周辺の現状から見ても、何の支障もないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
門口委員	№2番と3番であります。内容はですね、水路の拡幅でありますけれども、水路の上部にですね、事務局の方から説明がありましたけれども、〇〇が、砂を採取した跡地にですね、20年程前の話でありますけれども、その跡地、整地をして太陽光を設置すると、3,000枚くらいの太陽光だそうです。40,000㎡に対して3,000㎡くらいの調整池を作ると。それで充分だという話ですけれども、まあそこには…とかですね、汚水の排水も無いという話です。まあその辺の太陽光設置に対して地元の方がですね、まあ言えばやや水路的には…の少ないという部分もあってですね、真っ直ぐにして、まあ…まで〇〇が工事をしてやろうって。施設を拡幅するというような話です。工事の殆ど、田植えの前、来年、7年の4月くらいには完了するという話です。で、工事方法の、下部のほうからポンプで水をアップしてですね、順次約300mぐらいの水路になりますけれども、状況を見ながら工事を進めていくと説明を受けています。色々考えてですね、皆さん全員が賛成されて、充分な打ち合わせもされておるというふうに伺っておりますので、何ら問題はないというふうに、以上です。
藤室委員	№4ですが、10月の25日に関係者一同で立ち合いを行いました。この農地は数年前まで水稲を作っておったんじゃないかなというような形跡のあるような農地でして、農免道路に面している田んぼですので、排水はそこへ多分雨水等流すんじゃないかと想定はされます。今後は太陽光発電を作るということですが、まあユンボの爪でということですので、通常の田んぼの状態の回復の計画でということで問題はないかと思います。
田中委員	6番ですけれども、先程事務局のほうから説明があった10月の30日に現地を確認しました。隣接する住宅の横に自動車作業場を作るということで問題はなく、ご審議よろしくお願いします。

池町委員	7番でございます。10月の28日に立ち合いを行いました。先程事務局のほうからご説明があったとおりでございますし、現場を確認致しましたところ、背景が草ぼうぼうで何も作っていないような状況でございますし、周辺から太陽光発電をしたいという話もあがりましたので、それを待って頂いて・・・・・・問題無いかという判断を致しましたので、審議のほどよろしくお願い致します。
議　長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	2番ですねけど、この一時転用、水路を工事するための掘削、掘削幅のまあ利用ってことやけど、すぐ完了する掘削ですわな。こんなん一時転用の手続きはせんなんですの。こんなんただの水路工事でいいのちゃうの。
事務局	掘削するのは畦の部分なんですけれど、畦として別の筆であれば農地ではないという扱いになるんですけど、田んぼに付いてる～
西田委員	よく、よく農地の横に水路があって、その水路を例えば、まあ総出の水路であって、そこで・・・・する状態掘削しますわな、当然そんなんでいちいち一時転用みたいなん手続き取ってへんと思うけどな。
門口委員	水路を拡幅するんだけど、田んぼにある水路～
事務局	田んぼについている畦で、地目としては田んぼになっています。現状は畦ですけれど、地目としては田んぼの一部になっているので、そこを掘るという意味で田んぼの一時転用という形を取っています。
西田委員	んー。これはね、2年も3年も続くのであればあれだけど、来年の4月ぐらいまでの話でさ、一時転用みたいな手続きせんなんのかなと思って。単なる工事に伴う掘削ですわな。
事務局	特にこれも決まりではないんですけれど、大体面積と期間によって一時転用が必要かどうかっていうのを判断しております。で、今回の場合、来年の4月頃まで掛るということで、一般的な工事より少し期間があるということで、農地として使えない期間があるということで一時転用というかたちを取らせて貰っています。これ、何でもかんでも短いからOKとなると、悪意をもって使用する方もいますので。そういうことが発生しないように、少し長め、3カ月から4カ月を超えていくと一時転用が必要ですよね、というかたちで言わせて貰っているのが実情です。これは決まりではありません。
西田委員	田んぼですもんでさ、4月30日までやら別に耕作に影響はね、水稲はその後に田植えやで～
事務局	なので、今も言わせてもらっているとおり、期間とかは決まっているものではありませんけれども、悪用等のないように3カ月間を超えるような案件であれば、一時転用の申請をしてくださいねっていうことをお願いさせて頂いています。
西田委員	それ、民間でするで、例えば公共でする、行政がするのであれば、無しやわな。
事務局	一緒でしょう。
事務局	場合によっては取りますよ、県がするのとかも、取ったことあるの違うかなと。実際問題、現地で工事に入ったら、重機等も沢山並ぶし、申請を出してもらうに越したことは無いです、正直。だけど、一般の方が小さいユンボで、半日くらいで田にヒューム管を埋めるって時にも申請が必要かって言ったら可哀想というか常識外れなところもあるのでね。で、大体3カ月ぐらいで、状況を見てですけれど。2カ月と1日だったら許可が要らんとかどこにも書いてないんで。状況を見て対応させて貰っているところがあります。でもこれは、一般の人が見て「工事」に見えると思います。なので、出しといて貰ったほうが有難いです。
西田委員	水路の工事やで、知らん人が見てもただ水路工事やなって話だけと違うん。
事務局	資材置き場について、これは要るのか要らんのかって言ったら要る話になってくるので、№3を貰ってて№2は要らんのかって取られるのもどうかと思って。〇〇さんとしても、そういうことであればきっちりと企業として手続きをしたいって意向もあったもので、出してくださいってお願いしたところもあります。資材置場～
西田委員	あっ、その事業者さんから出したいっていう意向が。

事務局	はい。大きな会社さんですので、きちんとしたいと。
門口委員	水路の管理者はどこになるの。
事務局	水路の所有者は、流末のほうが伊賀市、手前のほうが青蓮寺。
門口委員	で、実際は専用やけども、水路は拡幅されるもんで、田んぼ自体はね、やっぱり狭くなるわね。で、・・・・・・してしておるんで、それによってそういうふうにしてある中、実際は登記には畦がね、転じて水路というかたちになりますね。
議　長	水路そのものの面積は変わらへんしね。そやから、工事のための、うん。問題無いと思いますので。
西田委員	ちょっと、40,000㎡の太陽光発電ですの、40,000㎡。
門口委員	ええ。
西田委員	で、3,000㎡の調整池を持っている？
門口委員	うん。
西田委員	ごめんなさい、どの辺にできますの？
門口委員	名阪国道を天理に向いてね、インターは大内インターから3kmくらい過ぎると左側に見えますわ、山を掘削した跡が。そこを整地してね、この太陽光を設置するんですわ。
西田委員	名阪から見える。
門口委員	うん、一部は見えるで。
議　長	太陽光のところは山？
門口委員	山。山を何十年か前に砂を掘削してね平地に。トラックにしてそのまま放置してあった。大阪の人が土地を3年前くらいに、みんなのブームの時に、太陽光発電を設置しようかという話になって。
議　長	ほかにございませんか。
西田委員	河合の4番ですねけどさ、4番は既に転用されているということでしたな。事業用の駐車場に？
事務局	いえ、現在は、元々の所有者が特に目的もなく造成してしまってあったという。
西田委員	地主さんが。転用していた。
事務局	はい。
西田委員	で、その後～
事務局	その後を、そのままの形状を利用して隣の家の人が、事業拡大もあるし建築士の仕事の加減もあるしで駐車場と資材置場として買い取らせて下さい、というような話で。
西田委員	あっ、隣って、譲受人は現在事務所がすぐ隣に構えてるわけ。
事務局	そうです。
西田委員	はい、わかりました。
議　長	はい。ほかにございませんか。
議　長	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号№1～7について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一　同	異議なし。
議　長	議案第2号№1～7について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一　同	(挙手)

議　長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」№1～7については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議　長	続きまして、議案第2号№8～13について、事務局の説明を求めます。
事務局	№8、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は伊賀市立上野北小学校から北へ約700mに位置し、周囲を宅地と山林に囲まれた10ha未満の小規模の一団の農地のため、第2種農地と判断します。申請地は不整形な農地が多く、農道も狭く、農作業しづらいことから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より令和7年2月28日までの計画です。取水、汚水、雑排水は無く、排水は雨水のみで自然浸透及び南側既設側溝へ排水する計画です。太陽光パネルを188枚設置、隣接する土地所有者には申請内容を説明済であり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	№9、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、アピタ伊賀上野店から東へ約650mに位置する農用地区域内農地です。採取計画によりますと、全体面積2,550㎡、掘削面積2,161㎡について、2mの保安距離を確保し、掘削深5m安定勾配1:1.2で切り込み、8,327㎥の砂利を採取する計画です。採取した砂利は場内に一時堆積し、水切りした後東条にある○○株式会社プラントへ搬出します。埋め戻し土につきましては、掘削深5mのうち表土を0.6m、脱水ケーキを1m、山土を3.4m充てる計画となっています。山土については槙山にある自社所有の山土を使用します。採取にあたりましては、地元関係者との調整も済んでおり、災害防止計画を策定し、危険防止のための標識及び安全ロープの設置等被害防除及び安全面にも配慮し、従業員及び車両運転者に対し注意を促す計画となっています。排水は雨水のみで、沈砂池を設置し、用水路から服部川へ放流します。事業については自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る金額の銀行残高証明書が添付されています。採取跡地の埋め戻しについては、当該申請者と株式会社○○が共同責任を負っており、預託金処理契約もされていることから、採取後は確実に農地に復元されるものと考えます。また、他法令につきましては、砂利採取法に基づく許可申請が行われており、隣接土地所有者からの同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断します。
事務局	№10、申請内容は議案書のとおりです。申請地は荒木団地の南側に隣接しています。周囲を団地と山林で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから 第2種農地と判断します。転用目的は、太陽光発電施設です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。取水、排水はなし、雨水は自然浸透します。周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	№11、申請内容は議案書のとおりです。申請地は、伊賀鉄道猪田道駅から南西に約500mに位置しています。譲受人の居宅に隣接する、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は自家用車の駐車場です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。取水、排水はなし、雨水は自然浸透します。周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	№12、申請内容は議案書のとおりです。申請地は、大東公民館の南側に隣接しています。集落の中にある基盤整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と判断します。転用目的は太陽光発電施設です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。取水、排水はなし、雨水は自然浸透と既設水路に放流します。周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	№13、申請内容は議案書のとおりです。申請地は、近鉄上津駅の西約400mに位置しています。周囲を宅地で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、工務店の資材置場です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。取水、排水はなし、雨水は既設水路に放流します。周辺の農地に対して支障はありません。
議　長	只今の説明に関連して、新居地区、府中地区、中瀬地区、猪田地区、上津地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

森田委員	はい、8番の東高倉の農地です。この農地は耕作放棄地で、周辺も耕作放棄地になっているところが沢山あるようなところで、ちょっと高台にありまして太陽光の光が沢山集まるような、良いところを見つけたなというような感じを受けました。ほかは事務局の説明どおりで問題ないと思います。審議をよろしくお願いします。
高田委員	10月24日の日に、事務局等とで立ち合いを行いました。事務局の説明どおりですので、よろしくお願いします。
西田委員	10番、事務局の説明のとおりでございまして、荒木が丘の団地の横に、太陽光発電施設を設置するというものです。現状は遊休地となっておりまして、いまは田か分からない状態になっています。やむを得ないものと思います。
川口委員	11月2日、関係者一同で立ち合いをしました。現地については、これは○○さんの隣の土地で、転用もやむを得ないかと。12番、これも同じ……、該当は田んぼで土地は・・・・・問題ございませんでした。よろしくお願いします。
折戸委員	13番です。10月25日に関係者一同で現場確認を行いました。事務局の説明のとおり、別に問題は無いかと思います。以上です。
議　長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	すいません。9番ですけど、埋戻し計画、表土が0.6mとかいう、0.6mって言うたら60cmある層ですか？
事務局	そうです。表土は0.6m、60cmです。
西田委員	現状そんなに、60cmもあるの、表土が。
事務局	ええ。それは確認してありますので、はい。図上で検査、確認をしています。
西田委員	で、原状どおりに戻すと。
事務局	はい。それは確認致しました。
西田委員	信じられへんけど…。
議　長	はい、また元へ戻すということで、よろしいですか。　ほか、ございませんか。
議　長	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号№8～13について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一　同	異議なし。
議　長	議案第2号№8～13について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一　同	(挙手)
議　長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」№8～13については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議　長	続きまして、議案第3号「非農地証明下付願について」を議題とします。議案第3号№1について、事務局の説明を求めます。
事務局	№1、申請内容は総会資料のとおりです。申請地は霧生のバス停の西約200mに位置しています。周囲を宅地で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。当該農地は昭和52年に居宅を建築し、農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。
議　長	只今の説明に関連して、矢持地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
喜多委員	11月の1日に、関係者の方と、また・・・の方とで現地の確認を行いました。内容につきましては今、ご説明のあったとおりでございます。昭和52年頃から・・・・・・よろしくお願いします。
議　長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議　長	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

一　同	(挙手)
議　長	全員賛成ですので、議案第3号「非農地証明下付願について」は、原案のとおり下付することに決定しました。
議　長	続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	総会資料8ページをご覧ください。議案第4号「農用地利用集積計画について」ご説明します。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。新規設定12件、再設定14件で、田54筆、畑10筆。計画面積は合計87,723㎡です。 (利用権全体説明) 総会資料37ページをご覧ください。整理番号628、所有権の移転を受けるものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター代表理事村上亘さん、所有権を移転するものは予野の〇〇さん、所有権を移転する土地は予野地内の田2筆、面積は合計3,642㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和7年1月23日を予定しています。
事務局	以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。以上が農地利用集積計画の説明となります。
議　長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
門口委員	ちょっと教えて下さい。中間管理機構を使って契約する場合、ここに新規という扱いで出ますね。で、再設定とは伊賀市で扱って契約すること？　再設定。
事務局	再設定というのは、単純に以前から契約していたのを延長するというかたちを、再設定と記載しています。
門口委員	で、令和6年度まではそうでしょうけど、令和7年度になると伊賀市で再契約はできないとの説明を聞いた覚えがある。来年度からは中間管理機構で契約締結するということで良いんですよね。
事務局	仰ってくれるように地域計画の問題がありまして、いま相対で行っている市の計画については、今後必ず中間管理機構を通さないとできないように制度が変わります。
門口委員	そういうふうに聞いてますね。
事務局	それについては、中間管理機構を挟みますので、再設定になるのか新規になるのかなど、いいまわしとかの詳細は明らかになっていないところですが、相対で行っていたものが引き続き相対ですることはできなくなりまして、必ず中間管理機構を通す必要が出てきます。
門口委員	中間管理機構にね、発注するのは嫌やというような場合は利用者にどうゆう説明をすれば良い？それは個人で勝手にやりなさいということになるのか？来年度の話ね。
事務局	この利用権設定につきましては、必ず中間管理機構を通さないとできなくなります。ですので、どうしてもそれが嫌ということになれば、農地法第3条、3条というのは名義変更の場合は殆どですけれど、貸借についても使えますので、農地法第3条で貸し借りをするという方法もあります。
門口委員	そういった方法がある訳ですね。
事務局	はい。ただし、利用権設定につきましては、中間管理機構を通したくないというのであれば、できなくなります。
事務局	地域計画との絡みはどうなりますか。

事務局	地域計画との関係でということですけれども、地域計画を設定しているエリアでないとできないとの枷も掛かってきまして、地域計画がかかっていないところについては農業委員会の要請があれば中間管理機構が受けてくれるということになっています。結局はできるっていうことで。地域計画エリア内であれば中間管理機構で普通にやれるんですけれど、地域計画がかかってないエリアでやりたいですってことであれば、農業委員会が中間管理機構にお願いして、入れて下さいと依頼をかけて。
門口委員	別のルートがあるということやね。
事務局	別ルートになるだけで、結局できることはできます。
門口委員	はい。
議　長	地域計画が絡んでくると大変難しい。私共島ヶ原は殆どがヤミ小作でやってますんで、これはどうしょうかと思って。
西田委員	この関係でね、この間研修受けて帰って思ってんけれど、新規で中間管理機構を通したら、固定資産税やったかが3年間軽減なるって言われてましたやんか。これ今、相対でやってて市での、契約が今度そっちへ回ったら3年間軽減なんのかな？この新規っちゅう適用がどうなるんかな。聞けばよかったんやけど。
議　長	ちょっと確認しますわ。
議　長	今の農用地利用集積計画について、これで良いということで、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
一　同	(挙手)
議　長	全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり意見の決定をすることとします。
議　長	以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。 少し休憩をしたいと思います。入口の時計で3時10分まで休憩といたします。
休憩	
議　長	時間が少し過ぎましたけれども、再開をしたいと思います。今日が最後の情報交換会となります。本日は、24番の森下委員と、8番の松永委員にお話しいただきます。色々と、まあ簡単にお話を頂いて、後に意見交換会をしたいと思います。それでは、森下委員からよろしくお願いします。
森下委員	高いところから失礼します。まずは私の地区のことをはっきりっていう程ざっとしか知らなかったんですが、前日ちょっと、若い担い手さんにお会いして、色んな話を聞かしてもらいました。田んぼは白樫でもっと少ないと思ったら25町、畑でパイロットをしてますので45町、そのうちに4人、50代40代の若者が4～5人いるんですが、その方達で半分強は今、担い手となって頑張ってくれてるんですが、この方達と話すと、やっぱりだんだん離農される方が増えましたと。それで「僕、あそこ辞められたら困るから、本当次を探してあげるわ」って言って、私たちがする仕事をその子が私たちに黙って、間に入って、それもやりにくい、「ちょっと水気の多いところ、そんなとこ紹介するのい嫌やろ。だから僕の所あげて、僕そこ作るようにしてるけど、そういうのがだんだん増えていくと、もう僕も手に負えんようになったら、辞めざるをえんようになってくる。」。でも、ここ10年間はその5名の方で、きっちりこれぐらいの田は守ってくれると思いますが、個々に数反単位で作っておられるお年を召した方や、遠くから作りに来られてる方は、機械が悪くなったら辞めますと。そうなった時にすべて僕があっせんするのは、良いとこををあっせんしてあげるのはいいけれども、悪いところも白樫、昔は汁田でしたのでそういう田が多いですが、トラクターが嵌まるようなとこ、僕照会するの嫌やわーって、そんなときに僕がそんなばっかり持つのも嫌やな。そういう様な現状の中でも、若い人が頑張ってくれてるのが、もう本当にありがとう、ありがとうなあ頑張ってなあっていう、これからも色んな話聞かしてなって、別れたんがこの3日前。

森下委員	何か偶然のように、私3日後に白樫のこと詳しく言いたかったんやけど、ざっとした話を言おう思ったけど、よう分かったわって、内容を聞かしてもうて有り難かったです。畑のほうも国のパイロット事業で広いんですが、もう本当に寂れたような状態ですから、今の若者の有機のグループがたくさん入られて、荒れてた畑を横を通ると綺麗にしていってくれて、だんだんその人数が増えてるのと、先日も桃と梨を沢山される方が担い手で出てきまして、こういう子がもっと、貴方達だから、貴方達が良い見本を見せてくれたら、ほんなら頑張ったら儲けられんなっていう次の声で来てるんで、長く続けてってというお話をさせて頂いておりました。そういうことで、白樫の村は、徐々にパイロットの荒れた畑も綺麗になってること、ところが見受けられます。地元の状況はその様なんですが、私この間10月23日に、女性の全国の農業委員会長と職務代理の、ネットワークでの会議をいたしまして、三重県では職務代理を頂いておりますのは私だけでありまして、いかに伊賀市の農業委員さんと事務局のご理解があったから、本当に県で1人でも出させて頂いていることに、本当にもう、ここで感謝するとともに、頑張らないと駄目だなという気持ちでいっぱいです。 ざっと言うと全国で会長は33名、職務代理の人が76名。各県1人ずつかなって三重県で1人だと思ってたら、こんなに沢山の方がいらっしゃって、その中で今回は、京都の丹波町の農業委員会の事務局を昔されていまして、今は専門官なんですが、〇〇さんという方の基調講演がありまして、もうねー感動しました。ぼーっとしてたらあかんにゃわって、やっぱり1つ何か起こしていかなあかんていう気持ちにさせられる講演会でした。この方は、女性ならではの、委員さんを友達気分で呼んで、ちょっと来てはったら待って、話しして、そういうお互いにコミュニケーションたっぷり取って、これしたいって言ったときに、わしゃ出来ひんわって言わさんようにまずは囲いましたと、委員を皆だかいましたと。それは本当に、そういう女性ならではのそういうやり方で、だからうちの農業委員会が困ったことがあっても、どうすんのー言う前に、「待っときや儂があいつに言うて、1回みんな相談してるわ」って、そういう雰囲気の中でして、最初は女が事務局長して何ができるんやってそういう目で見られてたんが、本当に良い雰囲気の農業委員会で、楽しい、良い勉強できる、私の在籍中はそうでしたっていうお話でした。これまた、きっと事務局に行けばWebか何かまた見られるんですか？一般の方は見られないんですか？
事務局	そのうち来るって聞いてて、現在はまだ貰ってはないんですけれども、はい。データで貰える筈なんですけどね。
森下委員	本当に私たち、農業委員も事務局に「こんなん無理やわ出来ひんわ」の前に、事務局と本当に和気あいあいに話せるような場を持って、本当に遠慮なくこういう討論できるような、協力し合えるような農業委員会になれたらいいなあと思って。もう1つだけ言わしてもらうと、喜久永さんがこないだ言われておりました、三重県の農村女性アドバイザーなんですが、私も10年、15年ほど前に、ずーっと20年間くらいさせていただいておりまして、65歳の退職と同時に現在に至るなんですが、その時に伊賀米を何かしようやないか、お米とケロちゃんの演劇をして、三重県中劇をして回りました。お金をたっぷり儲けてきました。行くたびに、いいっていうのに講演料をもらって、それで私たちは活動をしておりました。その後ちょっと15年ほど私たちが辞めた後は眠ってたらしいです。カエルは冬眠に入っていました、10年間。それがやっと春に目覚めて、今のアドバイザーさん、数少ない中にも、11月、もうしたんかな？キクちゃん、もう終わった？
喜久永委員	12月の頭に研修会がありますので、そこで。
森下委員	そこでされると聞いて、15年眠っていたカエルがやっと冬眠から覚ましてくれたことに、アドバイザーの人に感謝するとともに、こうした女性が徐々に活躍することで、してくださることで、伊賀米また子ども達の食育で、若いお母さん方に食の大切さや、本当に伊賀のもの、野菜を、お米をしっかり食べましょうっていうようなPRもしていきたいと思いますので、伊賀のこの委員だけじゃ無しに、農協の女性理事さん、女性アドバイザーの方、色んな方と話し合おうということを事務局長にも許可を得ておりますので、農繁期も終わりまして選挙に一段落つけましたら、きっちり女性の横のネットワークを持って、女性なりの発信をしていきたいと思いますので、皆さん協力、よろしくお願いします。以上です。
議　長	ありがとうございました。森下さんの話題が終わりました。質問や、ご意見のある方。
西田委員	青蓮寺パイロットの畑ですけど、荒れているというのは聞いているねんけど、現在どんな状況ですか。遊休地が何割くらいかなあ。

門口委員	全部はね、700ha。半分くらいは遊休地。
森下委員	白樫、法花あたりは割と水耕栽培、軟弱物、果樹、苺にしろ葡萄にしろ結構、割と殆どきれいですが、予野から猪田や古山のほうにおいてはちょっとやっぱり荒れてるところ
西田委員	最初から遊休地やったん？
森下委員	いやいや、最初は葡萄しましょう、白菜を作りましょう、西瓜を作りましょう、私が結婚した頃にはもう西瓜畑と白菜畑とずうーっとありました、それと巨峰と。
門口委員	だんだんそうやって、・・・・・はな。
森下委員	で、その方達がだんだんお年を召して、次の代がなかなか上手くいかず、はい。それでちょっと・・・されてる感じです。
西田委員	しかし最近は、若い人がそれこそ～
森下委員	若い人っていう、あの時で30～40代。中原さん。古山のほうは分からんけど、あの辺も葡萄とか白菜やら軟弱物、当初はたくさん作ってはったでしょう
中原委員	昭和の時代ですね。
森下委員	パイロットが始まった頃は、勢いでみんながされてました。だから、そういう軟弱物の有機で儲けて一生懸命頑張ってる子がおって、そこへよそ者やからと言わんとみんなが増えてくれたら、皆借りてしてくれるんやけど。まあ、法花、白樫は有難いなあと思って見させてもらっているし、お声掛けもしょっちゅうさせてもらってます。
西田委員	昭和の次代に大きなお金をかけてる訳やしね、それを半分遊休地といったらそれこそ勿体ない尾というか。それこそ遊休地に対して課税を強化するとかさあ、そんなんでも
森下委員	でもまあ一応、水代は払ってもらってる。分担金は皆さん払い終わってる、まあ未納者の方も沢山いらっしゃいますけど、その回収が難しい。
西田委員	未納もある。
森下委員	未納、ありますあります。頭が痛いです。水代、畑は1,000㎡あたり5,500円。
門口委員	水利代、土地所有者は未来永劫払わんならん。
西田委員	賦課金みたいなもんか。
議　長	新規営農面談をさせてもらってたら、白樫が多い、若い人が。だから、白樫は良いなあと思って。
議　長	他ございませんか。そうしましたら、森下さん有難うございました。続きまして、松永さんにお願いをいたします。
松永委員	神戸の松永でございます。本年3月に農業委員を拝命しまして8ヶ月が経ちました。私自身今まで農業を、稲作については何の興味もなく淡々と遊んできました。と言いますのも、農業に携わって50年と、まあ〇〇さんくらい経験は長いんですが、この席の大半の皆さんと違い兼業農家で、耕作面積は一町前後、零細農家で減反政策、圃場整備も時代の流れとともに、機械の買い替えの連続で、当然損益は赤字、ただ唯一の楽しみとしては私の現役時代に、確定申告するときにですね、所得税の還付金をもらうために百姓を続けてきたようなもんです。ただ、委員になって情報交換会、地域計画の推進もあり、神戸地区の農耕地の実態を知るために、ちょっとですね、個人農業者と法人の方に情報を受けましてですね、簡単に整理させていただきたいというふうに思います。まず、神戸地区の概要ですが、皆さんご存じと思います一級河川木津川沿いに、南は青山地域羽根地区から、伊賀鉄道の丸山の駅までずぅーっと南部に細長く水田が耕作されてます。自治会的には7つの区がありまして、木津川を入れる・・・・・大きな水利組合が2つ。それから、小河川及び池を水源とする小さい水利組合と言うと失礼かもしれませんが10くらいの水利組合の管理の元、稲作が行われています。

松永委員	水利の状況は、農地総面積340町、畑を除くですね。うち主食米141町くらい、そしてその他種もみとか飼料用とか野菜などが耕作されています。ただですね、圃場再整備されなかった水田、或いは減反対象のあった水田はですね年々、それからもう1つ、池かかりで谷沿いに位置して獣害に遭いやすくアクセス面が悪い、そういうところはだんだん遊休地化してきてます。耕作者の状況ですが、法人さん、認定農業者さん、営農組合、受託組合、個人で5町から20町くらい、そして先ほどから言われていますヤミ委託、まあ耕作面積的にはほぼ80％を占めてます。その理由として零細農業者、我々みたいな10町前後、個人経営者ですね、もう圃場整備後の跡継ぎもいないし歳も取るし、将来性や採算性の観点から廃業する方が増えました。これは第1次廃業時代と考えておるんですが、そのあと少しずつ廃業する農家も後を絶ちません。団塊の世代の我々が高齢を迎えるときは、その傾向はますます強くなる、第2次廃業時代が来るんではないかなというふうにちょっと危惧しております。その裏にはですね、個人農業者の本音として、1町から2町くらいの個人経営者、未来の跡継ぎも居ないが所有してる機械と、自分の体が元気なうちはヤケクソでやっていこうというような方が、たくさんです。
	それから、将来性採算性の悪い農業ですけれど、先祖の土地を守ってですね、家で仕上げまでしたお米を食べたいというこだわりから、いつかは子供が後を継いでくれるという淡い期待を持ちながら一通り機械を揃えて、私もですね、また田植え機やらコンバインやらトラクターとか一揃い、一人前に持ってるんですわ。淡い期待を持ちながら作り続けてきましたが、現実的な期待も崩れ、まあ今は年金生活となりましたので、これ以上の設備投資はとてもできません。こういう個人事業者が沢山おります。ところで10月２日でしたかねえ、中日新聞の三重版で、農業の未来って深刻っていうような見出し、大きく記事が出ていました。向こう10年間で農業者は半減するだろう。それから65歳以上が8割、全国でも販売価格や耕作面積で比較的小さい農業経営体が減り、土地を集約した大規模農業、まあ20町以上を指すんだろうと思うんですが、増えるだろう。二極化していくってことでね。まさしく、各市も例に漏れずこの流れが加速だろうするだろうと思われます。すなわち、零細農家のみならず受託農家でも、もう高齢化してるので、淘汰していったら困るんですけど、淘汰していく方もいるんじゃないかと思います。
	今後、耕作農地の委託化と受託者が抱える問題というのでちょっと考えてみたんですが、神戸地区では個人農業者の委託はほぼ出尽くしたと言われてますが、依然として後継者がいない個人農業者が残っております。5年10年後には、個人耕作者はごくわずかになり、大なり小なり受託をしている農家が大半を占めるのは間違いないと思います。が、受け入れるって言ったら農業者の跡継ぎ問題ですね。それから、これ以上規模を大きくしようかどうしようか、規模の拡大という、法人化していこうかなという先行きがですね、益々不透明でですね、下手をしたらあちこち太陽光発電所だらけになるんやないかなっていう人もいます。従ってこれらを見据えた地域計画の策定が急がれると思います。既存の土地耕作者は集約するだけでなく、今後は避けられない圃場整備のやり直しですね、水田の再編、田をもうちょっと大きく、割田を無くすと、そういうことですね。それから畦畔を無くしてフラットな大きな田にして、杭ぐらいで境目として管理してらどうかというような事も言われていまして、受託農業者の目線に立った、個人農業者は預けるだけですんで、受託農業者の目線に立った計画を立てていく必要があるのではないかと思います。
	それからもう1つですね問題点を、水利組合との連携も大変重要です、水利組合。といいますのは、1つは出合い。もうどこの地区もだと思うんですが、現在は地権者で、申請者で出合いを実施しています。ただ、高齢化により欠席者が多いし、委託してる個人農業者のですね、出合いに対するモチベーション、自分が田を作ってた場合は一生懸命やるんですが、委託をしてしまいますと、やっぱりモチュベーションが下がってしまってしまいます。ということで水路、道路等の環境は、今より良くなることは無いと思います。特に水利組合の役員については、数少ない地元耕作者で持ち回ってましてですね、今後、役員のなり手がいないっていうような問題も出てきます。 2つ目は水の管理ですね。水の管理、昔から我田引水っていいまして、個人で耕作しているときは口こまめに水を管理するんですよ。ここがですね、委託してしまうと、もう水の管理全然しません。ということで、受託農業者さんは、管理する水田が多くてですね、水の管理まで手が回らないって人もたくさんおります。

松永委員	それからですね、従来からの慣例でですね、水利組合っていうのは5月１日から9月のとこまで水を通しますと。ただですね、受託農業者さんは広く耕作しますし、刈取り時期も遅いですわね。遅くまで水が要りますわな。ということでやはり水利組合とですね、受託農業者さんとは折り合いがつかない、その辺が問題なのかなというふうに思います。いろいろあるんですが、委託農業者さんに預ける人はですね、従来からのしがらみとか常識を捨ててですね、委託農業者さんにお願いせなあかん。逆に受託組合、なかなか機能しにくいらしいんですが、組織を中心に情報を共有して頂いて、耕作者のシェアー、配分とか、トレードをしてですね、上手くやっていって頂けたらと思います。ただ、利権が絡むのでなかなかに難しいようですが、そういうことも考えております。 最後に余談ですが、今年交代にならなかったこともあり、いつまで続くのかわかりませんが、追い風となったのが心なしか耕作者の方が、遊休地といいますか、青に近い緑区分を青に変えている姿が見えます。それと、年内に一回すき干ししたらいいなって考えの方がみえたんですが、今年は皆さん早い目にスキ干しににも力が入って、早まっているようにも思います。こんな景色は神戸だけだろうと思っています。しかし、幾ら米代が上がったといっても、根本的な問題、高齢化が防げません。それと、後継者が直ぐに育つ訳でもないので、先行きは前途多難で、不明なままいくんじゃないかとおいうように思います。以上です。
議　長	ありがとうございました。ずっと頷いてました。 松永さんお話が終わりましたので、ご質問等ございませんか。
議　長	いい話をして頂きました、質問をするような所もない、時間がもう少しあれば。我々の言いたいことを全て言ってもらったということで、これで終わっていきたいと思います。松永委員さん、有難うございました。
議　長	これで全ての方の意見交換会が終わりましたので、今後どうしていくかについては検討をしていきたいと思います。差し当たっては、来月から何をするかについて考えているんですけどね、タブレットの使い方等もう一度、みなに持てって頂いて確認を。来月は持ってきていただけますか。
議　長	それでは、事務局から何か。
事務局	特段ございません。次回、12月10日は、タブレットをお持ちいただくのと、次回からはまたいつもの2階のほうに戻りますので、よろしくお願いしたいと思います。あと、12月10日はですね、市議が当選して初めての一般質問がある日になります。また、まだ未確定なんですけれども、三重県に国の会計検査が来るかもと予定されている週ですが、事務局で分担して対応させて頂きますので、よろしくお願いします。
議　長	あの、よろしくお願いいたします。
議　長	次回の総会は12月10日(火)午後1時30分から、従来の2階の202・203会議室で開催しますので、よろしくお願いします。以上をもちまして伊賀市農業委員会第17回総会を閉会と致します。有難うございました。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和　7年　8月　8日

会長

坂本　榮二　㊞

議事録署名者

大田　信昭　㊞

議事録署名者

藤室　明生　㊞